

空家等実態調査を実施します

少子高齢化や核家族化の進展等により、人が使用していない空家等が長期間にわたり放置され、周辺住民の生活環境が著しく損なわれる問題が全国的に増加しています。こうしたことから、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が、平成27年2月に施行されました。

市では、市民の生活環境の保全を図るとともに、空家等の活用を促進することを目的に「高島市空家等対策の適正管理に関する条例」を平成28年4月に施行し、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために「高島市空家等対策計画」を平成29年4月に策定しました。

今年度は、高島市空家等対策計画の改訂時期となり、その基礎データとなる空家の実態調査を市内全域で実施します。

空家等実態調査の概要

■調査の目的

市内の空家等の実態を調査し、今後の空家等対策を推進していく上での基礎資料とします。

■調査区域 市内全域

■調査期間 8月～10月

※天候、作業状況により、調査期間を超えて調査を行うことがあります。

■調査内容

現地調査を行う前に、水道閉栓状況等により事前調査を実施します。事前調査の結果を踏まえ、候補となる家屋等について道路上からの写真撮影、郵便受けの状況等の調査をさせていただきます。また、必要に応じて、近隣に居住する住民の方への聞き取り等をさせていただくことがあります。

■調査委託会社 朝日航洋株式会社

※調査員は、高島市発行の調査員証および腕章を携帯します。

調査員証

腕章

高島市空家調査員
朝日航洋株式会社

今回の調査で、耐震診断、リフォーム、ソーラーパネルの設置、マイナンバーの提示を求めるなど、近隣に居住する住民の方へ、目的以外のお願いや勧誘等を行うことは決してありません。また、家屋建物内への立ち入りは行いません。

【お問い合わせ先】

高島市役所 市民協働課 定住推進室

TEL : 25-8526 FAX : 25-8156 Eメール : kyoudou@city.takashima.lg.jp